

## 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定

日本国政府及びバーレーン王国政府は、

日本国及びバーレーン王国（以下「両締約国」という。）の間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

国際的に受け入れられた労働基準に従って両締約国間の投資を促進する上で、労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、  
次のとおり協定した。

## 第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利を含む。）
- (iv) 先物、オプションその他の派生商品
- (v) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (vii) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(viii) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix) 他の全ての資産（動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、信用に係る債権から生ずる所得、資本利得、配当、使用料及び手数料も含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(ii) 締約国の企業

(c) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社

団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。)をいう。

(d) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(e) (i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(f) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(g) 「区域」とは、

(i) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) バレーン王国については、バレーン王国の領域並びにバレーン王国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する海域、海底及びその下をいう。

(h) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(i) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(j) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に關する協定をいう。

## 第二条 投資の促進及び許可

1 一方の締約国は、自国の区域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。

2 一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

## 第三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に關して特別な手

続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

#### 第四条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国に対し、自国が当事国である現行の又は将来における自由貿易地域、関税同盟、経済同盟又は他の形態の地域的な協定から生ずる待遇、特惠又は特権から得られる利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。「現行の」とは、この協定の効力発生日において効力を有することをいう。

3 1に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

#### 第五条 一般的待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2 いずれの一方の締約国も、自国の区域において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。

#### 第六条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

#### 第七条 特定措置の履行要求の禁止

いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易に関連する投資措置に関する協定第二条の規定に基づく両締約国の義務に反する措置をとってはならない。

#### 第八条 透明性

1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の対象となる事項に関連するものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局

の名称及び所在地を公に入手可能なものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

4 1及び3の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

#### 第九条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するため、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

#### 第十条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、入国、滞在及び居住に関する自国の関係法令（国家の安全保障に関するものを含む。）に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役に対し、投資活動を行うことを目的として自国の領

域に入国し、及び滞在することを許可する。

#### 第十一条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2から5までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法の手続に従って実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づ

く金銭的な費用を含むものとし、収用を行う締約国が負担する。

注釈 この協定の適用上、「金銭的な費用」とは、国際的な銀行業務上の慣行に従い、支払の遅滞によつて生ずる追加の金額をいう。

4 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によつて支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する金銭的な費用を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a) 収用の日における公正な市場価格であつて、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b) 収用の日から支払の日までに発生した金銭的な費用であつて、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

5 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十六条の規定の適用を妨げない。

6 この条の規定は、貿易関連知的財産協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的財産権協定に適合する限りにおいて、適用しない。

## 第十二条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態（例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件）により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び支払の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨又は自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3 第十八条2のいかなる規定も、1の規定に基づく締約国の義務を免れさせるものではない。

### 第十三条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

### 第十四条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

(a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

- (b) 利益、信用に係る債権から生ずる所得、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
  - (c) 契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払（融資の返済を含む。）
  - (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
  - (e) 当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬
  - (f) 第十一条及び第十二条の規定に従って行われる支払
  - (g) 第十六条の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日  
の市場における為替相場で行われることを認める。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用  
する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護

- (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存
- (e) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

#### 第十五条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、1に規定する協議の要請の後六箇月以内に外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の六十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この

場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の六十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。同裁判所事務総長がいずれかの締約国の国民である場合又は他の理由によりこの任務を遂行することができない場合には、同裁判所事務次長が必要な任命を行うよう要請される。同裁判所事務次長がいずれかの締約国の国民である場合又は同裁判所事務次長も当該任務を遂行することができない場合には、同裁判所事務総長及び同裁判所事務次長が指名することに合意する者であつて、いずれの締約国の国民でもない同裁判所国際事務局の職員が必要な任命を行うよう要請される。

4 2又は3に定める必要な任命が行われなかつた場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

5 仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従つて紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的

な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

6 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。もつとも、仲裁委員会は、自己の裁量により、両締約国のうちいずれか一方が当該残余の費用のより多くの部分又は全てを負担するよう指示することができる。

#### 第十六条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務についての申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 7(b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛

争締約国」という。)の区域において、行政的解決又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間の友好的な協議によって解決する。

4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行った日から六箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際の仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

(c) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6 5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知った日又は知るべきであつた最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

7 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次の条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。

(a) 紛争投資家が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(b) 紛争投資家が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、このような仕組みにより紛争の対象となる事項に関する判決又は裁定が下される前に、1に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

8 7(b)の規定に従つて行われる放棄は、仲裁廷が4、6若しくは7に規定する要件が満たされないこと又

は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。

9 7 (b)の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

10 4の規定により設置される仲裁廷は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

11 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

12 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

13 紛争締約国は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の

目的のために、紛争投資家が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

14 仲裁廷が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したかどうかに関する書面による決定

(b) 違反があつた場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び金銭的な費用の支払

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び金銭的な費用を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

15 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

る。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

16 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）の当事国において行う。

17 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

#### 第十七条 文書の送達

1 この協定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a) 日本国については、外務省国際法局

(b) バーレーン王国については、外務省アフリカ・アジア部門

2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

#### 第十八条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の区域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外

は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2 第十二条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。

(i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

- (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置
- 3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。
- 4 各締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十九条 一時的なセーフガード措置

- 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
  - (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合
  - (b) 例外的な状況において、資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある場合
- 2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (a) 国際通貨基金協定の当事国である限りにおいて、同協定に適合するものであること。

- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

#### 第二十条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

## 第二十一条 知的財産権

1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

## 第二十二条 租税

1 この協定のいかなる規定も、3及び4に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適

用しない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 第五条、第六条、第八条及び第十一条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

4 第十五条、第十六条及び次条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。

#### 第二十三条 協議

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、投資に関連する事項（この協定の実施及び運用を含む。）について討議するために協議を行うことを提案することができる。当該他方の締約国は、その提案に對し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該協議のための適当な機会を与える。

#### 第二十四条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することを差し控える。一方の締約国は、自国の区域

における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

## 第二十五条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この

協定による利益を否認することができる。

#### 第二十六条 見直し

1 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国間の投資を更に保護し、及び促進することを目的として、この協定の見直し（例えば、技術の移転、ライセンス契約等に関する特定措置の履行要求の禁止に係る規定を加えること）を行う。

2 両締約国は、この協定の効力発生の後にバーレーン王国が多数国間又は二国間の国際協定であって、この協定で禁止されていない特定措置の履行要求を禁止するものを締結した場合にも、この協定に同等の規定を加えることを目的として1に規定する見直しを行う。

#### 第二十七条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

#### 第二十八条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告

する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十二年六月二十三日のマナーマで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二  
通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

本田太郎

バーレーン王国政府のために

ユーセフ・アブドッラー・フムード